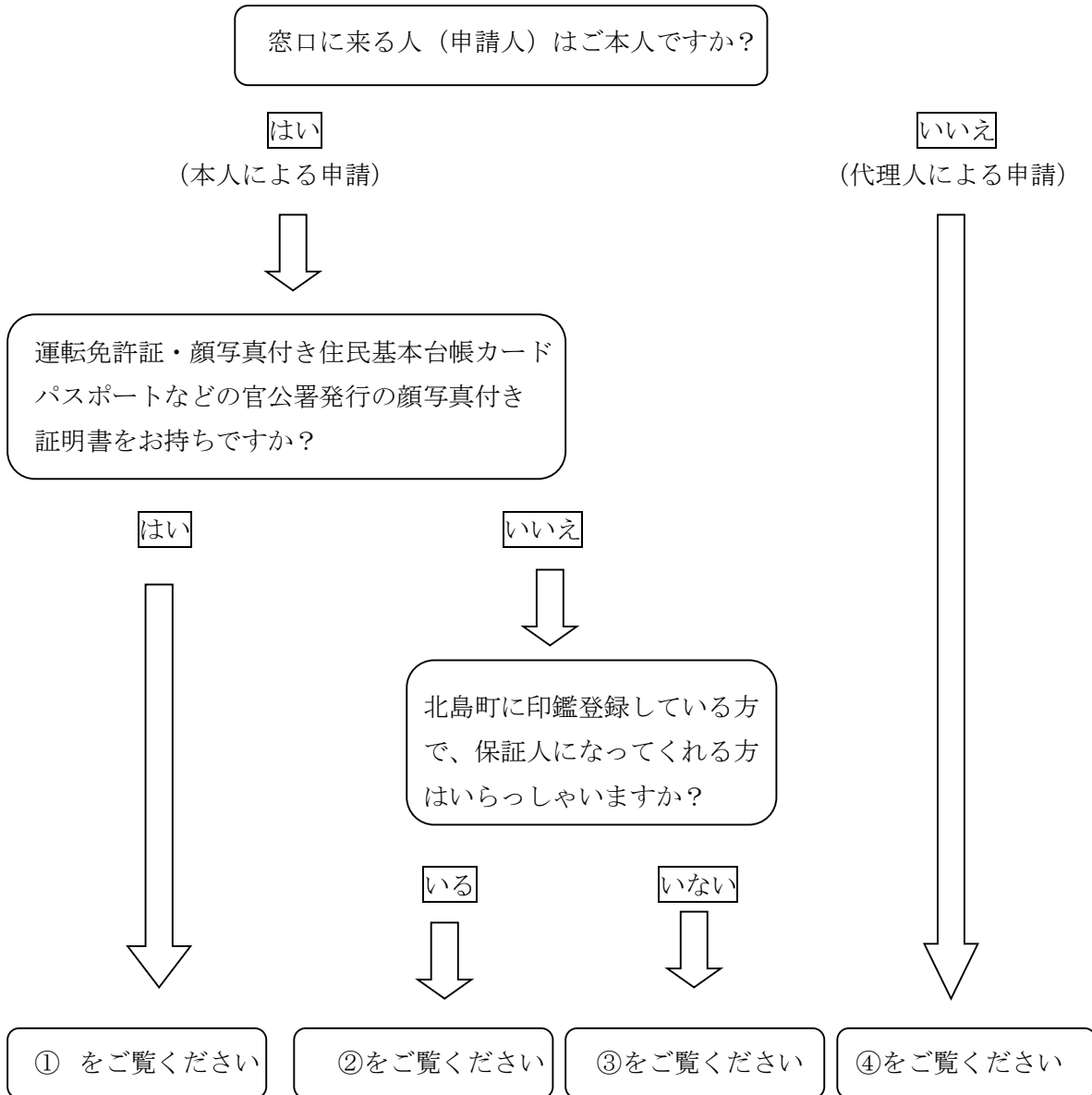


印鑑登録の申請について



① の場合

即日交付できます

お持ちいただくもの

- ・ 登録する印鑑
- ・ 運転免許証など官公署の発行した顔写真付き証明書

② の場合

即日交付できます

保証人の方と一緒にお越しいただくか、いったん申請書をお持ち帰りいただき、申請書の保証書欄(登録申請される方が本人であることを保証する書面)に保証人の方の署名・登録印鑑を押印してください。

お持ちいただくもの

- ・ 登録する印鑑
- ・ 健康保険証・年金手帳など公的な書類
- ・ 保証人欄に正確に記入された印鑑登録申請書

(保証人が保証人の登録印鑑をお持ちのうえ同伴された場合はその場でご記入いただけます)

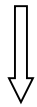
③ の場合 即日交付できません

《 印鑑登録の流れ 》

※ 印鑑登録完了まで最短でも2～3日は必要となります。

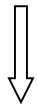
印鑑登録申請 (本人)

お持ちいただくもの



- ・ 登録する印鑑
- ・ 健康保険証・年金手帳など。

照会書の発送 (北島町)



住民課から本人宛に照会書・回答書を送付します。

本人が回答書に自書、登録する印鑑を押印。

(代理人に委任する場合は代理権授与通知書欄にも記入してください。)

印鑑登録証の交付 (本人又は代理人)

交付のときお持ちいただくもの

- ・ 照会書・回答書(本人が自書、登録する印鑑を押印したもの)
- ・ 登録する印鑑
- ・ (代理人が受け取りに来る場合は、代理人の本人確認のための運転免許証・パスポート等(ない場合は健康保険証等)及び代理人の印鑑)

印鑑登録の完了⇒証明書の発行が可能です。

④ の場合 即日交付できません

※ 印鑑登録完了まで最短でも2～3日は必要となります。

《 印鑑登録の代理申請の流れ 》

住民課窓口に来る（代理人）

↓
代理権授与通知書を持ち帰る。

代理権授与通知書の記入（申請者本人）

↓
登録申請者本人がすべて自書し、登録する印鑑を押印する。

印鑑登録申請（代理人）

申請のときお持ちいただくもの

- ・ 代理権授与通知書（申請者本人が自書し、登録する印鑑を押印したもの）
- ・ 申請者の運転免許証・パスポートなど（ない場合は健康保険証等）のコピー
- ・ 代理人の本人確認のための運転免許証・パスポートなど（ない場合は健康保険証等）
※申請者の健康保険証のコピーは保険者番号と被保険者等記号・番号等を黒塗りにするなどして下さい。

↓
代理人が印鑑登録申請をする。

照会書の発送（北島町）

↓
住民課から登録申請者本人宛に照会書・回答書を送付。

回答書欄の記入（申請者本人）

↓
登録申請者本人が回答書に自書、登録する印鑑を押印する。

印鑑登録証の交付（代理人）

交付のときお持ちいただくもの

- ・ 照会書・回答書（申請者が自書、登録する印鑑を押印したもの）
- ・ 申請者の登録する印鑑
- ・ 代理人の印鑑
- ・ （登録申請時と違う代理人が受け取りに来る場合は、
代理人の本人確認のための運転免許証・パスポート等（ない場合は健康保険証等））

↓
代理人が印鑑登録証を受け取る。

印鑑登録の完了⇒証明書の発行が可能です。